

佐賀県告示第二百八十三号

次の加入区において平成二十年十月二十八日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、平成二十四年十月二十七日限り消滅した。

平成二十四年十月三十日

佐賀県知事 古 川 康

加入区

大浦加入区